

東京スキンタッチ会会則

【第1章 総則】

第1条 本会（以下「会」という）は、「東京スキンタッチ会」と呼称する。

第2条 会の事務所は、第10条で定める会長の住所とする。
Eメールアドレスはinquiry@tokyoskintouch.comとする。

【第2章 目的および活動】

第3条 会は、スキンタッチ教室を通して、育児支援と鍼灸の普及のための活動を行う。

第4条 会は、前条の目的を達するために、次の活動を行う。

1. スキンタッチ教室の開催
2. スキンタッチ、鍼灸及び小児に関わる情報収集や勉強会
3. 会員の交流・育成のための指導者講習会の開催
4. 全国のスキンタッチ会との交流や情報交換
5. その他、会がスキンタッチ活動に有益であると認めた活動

【第3章 会員】

第5条 会の会員は次の2種類とし、いずれの会員も連絡用にEメールアドレスを必須とする。

1. 正会員
2. 学生会員

第6条 正会員は、会の目的に賛同し、活動に参加できる鍼師および灸師の資格を持つ者で、本人の申請により本会名簿に登録され、年会費5000円を納めたものとする。

第7条 学生会員は、会の目的に賛同し、活動に参加できる鍼灸学校学生で、本人の申請により本会名簿に登録され、年会費3000円を納めたものとする。

第8条 会員は、次に掲げる場合は会員資格を失うものとし、基本的に既納会費の返還などは行わないものとする。
また、除名処分を受けたものは役員全員の一致を得た場合を除き、再入会することができないものとする

1. 会員本人より退会の申し出があった場合
2. 会員が更新手続きを怠った場合
3. 会員が本会則に違反するとして役員会の決定により除名処分を受けた場合
4. 会員が反社会的な行為を行ったとして役員会の決定により除名処分を受けた場合

第9条 禁止行為

- 他の会員の迷惑になるような言動
- 他の会員への誹謗、中傷
- 本会の運営を妨害する行為
- 反社会的行為

【第4章 役員】

第10条 会は正会員の中より、役員を選出し、運営を行うものとする。
役員は、会長1名、副会長、総務、会計、会計監査の5名以上15名以内とする。
役員の任期は2年とする。再任は妨げない。

第11条 会長は、この会を代表し、その活動を統括する。
副会長は、代表を補佐し、代表が欠けたときはその職務を代行する。
総務は、会の総務業務を行う。
会計は、会の会計業務を行う。
会計監査は、会の会計を監査し、その結果を総会で報告する。

第12条 役員は総会にて選任し、承認することとする。

第13条 役員が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは総会の議決により、これを解任することができる。

1. 心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められるとき。
2. 会則による禁止行為、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

【第5章 総会】

第14条 会長は、毎年1回、正会員を召集しなければならない。また、総会を開催する少なくとも1週間前までに、全会員に開催日時と場所および目的を連絡しなければならない。

第15条 総会は、正会員の過半数をもって成立する。
総会をやむをえず欠席する正会員は、書面およびEメール等により、議長に議決権を委任することができる。この場合、委任状は出席したものとみなす。

第16条 総会の決議は、委任状を含めた過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

第17条 総会の議長は、出席した正会員の中から選出する。

第18条 総会は、本会の事業計画および予算ならびに決算を決定する。

【第6章 会の運営】

第19条 会の運営は、役員及び会長に任命した会員による運営委員会が行う。
ただし、会計監査を除く。

第20条 会の活動年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終える。

第21条 会則の変更は、会員の3分の2以上の承認を得なければならない。

【第7章 会計】

第22条 会の運営は年会費、その他の収入を以って充て、事業会計年度は事業年度と同一とする。

- 【附則】
1. この会則は、2005年11月23日より実施する。
 2. この会則は、2008年6月29日より実施する。
 3. この会則は、2013年6月30日より実施する。
 4. この会則は、2020年7月12日より実施する。